

入札公告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務
- (2) 仕 様 等 入札説明書のとおり
- (3) 契約条項 入札説明書のとおり
- (4) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- (6) 入札方法 入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。

なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

3 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の、A、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 事前審査資料を期限までに提出し、審査の結果、入札の参加を認められた者であること。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所 在 地 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号 03-3403-1930

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年3月13日（金） 午後2時
- (2) 場 所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10 その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子調達機能を利用した入開札手続きを取る。また、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

URL <https://www.geps.go.jp/>

内閣府日本学術会議事務局

目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札に当たっての注意点
7. 郵便による入札書等の受領期限
8. 入札・開札執行の日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札及び開札
12. 入札の無効
13. 契約書作成の要否及び契約条項
14. 落札者の決定方法
15. 再度入札
16. その他
17. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	契約書（案）
別記様式	4	確約書
別	記	暴力団排除に関する誓約事項
別	紙	仕様書
		事前審査資料提出要領
別	添	適合証明書

入 札 説 明 書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 田口 和也
- (2) 所属する部局 日本学術会議事務局
- (3) 所 在 地 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契 約 条 項 別記様式3「契約書（案）」のとおり
- (4) 契 約 期 間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履 行 場 所 日本学術会議事務局（東京都港区六本木7-22-34）

3. 競争の方法

一般競争入札による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下記6のとおり、事前審査資料を期限までに提出し、審査の結果、入札の参加を認められた者であること。

5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所

6. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、別紙事前審査資料提出要領に記載の必要書類及び下記11.(10)に記載された資格審査結果通知書の写しを内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出し、審査を受けなければならない。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により資料等を提出する場合は、当該システムで定める証明書等の提出手続きにより、下記期限までに提出すること。審査の結果、入札参加を認めない場合がある。

証明書等提出期限：平成27年3月5日（木）正午締切

（提出は持参又は郵送による。郵送の場合は、提出期限までに必着。）

審査結果：平成27年3月9日（月）までに全者に通知する。

7. 郵便による入札書等の受領期限

平成27年3月13日（金）午前9時30分

（ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。）

8. 入札・開札執行の日時及び場所

平成27年3月13日（金）午後2時

内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。通信状況により執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（G E P S））に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を用いて提出する場合には、6. の証明書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので、注意すること。証明書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないので、内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。（証明書等が多量の場合は、証明書等をいったん紙媒体

で提出のうえ、証明書等の受領期限までに送り状（紙媒体で提出したことを記した書面（様式自由））を、システムを利用して提出することも可とする。）

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、労働基準法に定める1日8時間の法定労働時間内における1時間単位×1日の通常勤務時間（7時間45分）×契約期間勤務日数（203日）とする。入札金額には、仕様書に基づく価格のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札参加者は、入札書（別記様式1）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札する場合は、当該システムにより提出することとする。

- (4) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載し、封印の上、公告に示した日時までに内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出しなければならない

らない。

- ・ 入札金額（総価）
- ・ 件名
- ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名及び代理人等の氏名及び押印）

(5) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(6) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きをすることとし、入札までに手続きを終了しておかなければならない。

(7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

(8) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。

(9) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

(10) 入札参加者は、上記6に記載の必要書類提出時に資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。

(11) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち会わせる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

12. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 前記11-(4)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに談合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 前記11-(7)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

13. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約書の作成は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で行うことができる。電子契約書の作成を希望する場合は、開札の日時までに電子事業者登録を完了させておかなければならない。

- (2) 契約条項は、契約書（案）（別記様式3）のとおりとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で契約書を作成する場合には、別途電子契約書の条項による。

- (3) 契約金額は、落札金額（前記11-(2)参照）とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (4) 契約締結の際に、確約書（別記様式4）も併せて提出しなければならない。
- (5) 契約単価（労働基準法に定める1日8時間の法定労働時間を超える超過勤務時間、休日における勤務時間及び22時から翌朝5時までの勤務時間に関する単価を含む）は税抜き価格とし、下表のとおりとする。

時間区分	契約単価（税抜）
①平日 実働8時間まで	入札金額
②平日 実働8時間を超えて22時まで	〃 の25%割増（円未満は切り捨て）

③平日 22時から翌朝5時まで	〃 の50%割増（ 〃 ）
④休日 5時から22時まで	〃 の35%割増（ 〃 ）
⑤休日 22時から翌朝5時まで	〃 の60%割増（ 〃 ）

14. 落札者の決定方法

- (1) 上記6に記載の必要書類を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

15. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

16. その他

- (1) 落札業者は、落札後速やかに、入札金額の内訳書を作成し、支出負担行為担当官あて（様式任意。ただし、社印、代表者印を押印すること。）を提出すること。なお、単価に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。

- (3) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- (4) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））上で公表することとする。
- (5) 不明な点は、下記17. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の質問回答機能は使用しないこと。
- (6) 本件は、平成27年4月1日以前に平成27年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

17. 問い合わせ先

（仕様書について）

内閣府日本学術会議事務局企画課情報係 星

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03（3403）6295

FAX 03（3403）1260

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

（入札・契約手続きについて）

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 佐藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03（3403）1930

FAX 03（3403）1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））に関する事項）

電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570（014）889（ナビダイヤル）

017（731）3177（IP電話等をご利用の場合）

受付時間 8：30～18：30（平日）

URL http://www.geps.go.jp/contact_us

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務

2 入札金額 金 _____ 円

住 所

社 名

入札者名

社印

印

入 札 書

平成 2 7 年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務

2 入札金額 金 円



※ 仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もり、労働基準法に定める 1 日 8 時間の法定労働時間内における 1 時間単価 × 1 日の通常勤務時間（7 時間 4 5 分） × 契約期間勤務日数（2 0 3 日）とする。

※ 見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇 (社 印)

社 名 △ △ △ 株式会社

入札者名 □ □ □ □ 印



※ 委任状に記載された受任者

※ 委任状と同じ印

委任状

私は、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

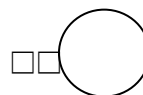
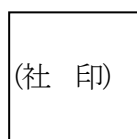
- ① 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	 印
---------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成27年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇
社 名 △ △ △ 株式会社
代表者名 代表取締役 □□ □□



(代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

私は、_____を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印
----------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

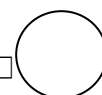
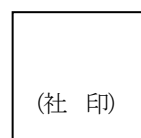
- ① 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	 印
----------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成27年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇
社 名 △ △ △ 株式会社
代表者名 代表取締役 □□ □□



(代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

契 約 書(案)

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也（以下「甲」という。）と
○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）との間に下記条項
により日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者遣業務についての単価契約を締
結する。

記

1. 件 名 日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務（以下
「業務」という。）
2. 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
2. 契 約 単 価 1時間あたりは以下のとおりとする。（税抜）
- | | | | |
|--------|----------------|---|---|
| I：平日 | 実働8時間 | 金 | 円 |
| II：平日 | 実働8時間を超えて22時まで | 金 | 円 |
| III：平日 | 22時～翌朝5時 | 金 | 円 |
| IV：休日 | 5時～22時 | 金 | 円 |
| V：休日 | 22時～翌朝5時 | 金 | 円 |
3. 契 約 期 間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
4. 契 約 保 証 金 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定
する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令
第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。
5. 契約履行の場所 日本学術会議事務局（東京都港区六本木7-22-34）

（信義誠実の原則）

第1条 甲並びに乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、本契約及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づ
き、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲は派遣労
働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

2 この契約を履行するに際し、労働者派遣法その他関係諸法令を遵守するものとす
る。

（業務内容等）

第3条 前条第1項の目的を遂行するため、派遣業務の内容、就業場所、派遣期間、就
業時間、時間外労働、派遣人数、派遣先責任者、派遣労働者を指揮命令する甲の職員

(以下「指揮命令者」という。)等を別紙仕様書に定める。

(権利義務の譲渡)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社、信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払による弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長(以下「支出官」という。)が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(派遣業の届出)

第5条 乙は、本契約を締結するにあたって、あらかじめ甲に対して労働者派遣法第5条第1項に定める一般労働者派遣事業の許可を受けていること、又は、同法第16条第1項に定める特定労働者派遣事業の届出書を提出し、受理されていることを明示しなければならない。

(派遣労働者)

第6条 乙は、この契約に係る業務を遂行するため、あらかじめ甲に対して労働者派遣法第35条に定める派遣労働者の氏名等を通知しなければならない。

2 甲は、業務の履行に当たり、派遣労働者が不適任と認めたときは、その事由を乙に明示し派遣労働者の変更を求めることができる。

(適正な就業の確保)

第7条 乙は、派遣労働者に対し、当該業務に係る指揮命令者を通知するとともに、指

揮命令等に従って職場秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者との雇用契約で明示するとともに、指導教育を行うものとする。

2 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき、派遣労働者には社会保険に加入させることとし、その経費負担は乙が負うものとする。

3 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には業務に支障の無い範囲において有給休暇を取らせるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。

4 甲は、前項により派遣労働者が有給休暇を取得する場合は、乙に対してその期間中に代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとし、乙は、甲から代理の派遣労働者の派遣要請があった場合は、可能な限りその要請に応じなければならない。また、代理の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、本契約に準ずるものとする。

5 甲は、本業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

6 甲は、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持に努めなければならない。

(業務指揮)

第8条 派遣労働者は、その業務の実施にあたり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

2 甲は、派遣労働者の服務については、甲の職員に準拠して取り扱うものとする。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。当該変更に伴い、契約単価又は派遣期間を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が解約を申し出たとき。

(2) 乙が本契約を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。

(3) その他、乙がこの契約条項に違反したとき。

(違約金)

第11条 乙は、前条の規定により契約が解除(第23条に規定する不正行為を除く。)されたときは、乙の債務不履行のあった当該月の派遣料相当額の100分の10に相当する金額を違約金として、歳入徴収官日本学術会議事務局管理課長が振り出す納入告知書により納入しなければならない。

(報告等)

第12条 派遣労働者は、業務報告書を作成し、その内容について指揮命令者の確認を受けた後、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を月単位で取りまとめ、甲に通知しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、前条第2項の通知があったときは、甲又は甲の指定した職員(以下「検

査員」という。)の会計法第29条の11第2項の規定に基づく検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、前項に定める通知を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

(検査結果の通知)

- 第14条 甲は、前条による検査を完了したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

(派遣料の請求)

- 第15条 乙は、前条による通知を受けたときは、次項により計算した派遣料金を支出官に請求するものとする。

- 2 派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの1か月とする。各日の派遣労働者の就業時間は、15分単位(端数については切り捨てる。)で算出し、各月毎に、各派遣労働者の就業時間15分単位(端数については切り捨てる。)で取りまとめ、契約単価に定める単価を乗じて、月額派遣料を算出するものとする。なお、請求額は、各派遣労働者の月額派遣料の合計額に100分の108を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)とする。

- 3 前項で算出された月額派遣料の他、業務遂行上特にやむを得ないと甲が認めた経費については加算することができる。

(派遣料の支払等)

- 第16条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第17条 支出官は、前条に定める期間内に当該代金の支払が完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、年利2.90パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとする。また、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償責任)

- 第18条 乙の派遣労働者がその責に帰すべき事由によって甲の施設等を損壊した場合、若しくは、甲の職員又は第三者に危害を与えた場合は、乙はこれを賠償しなければならない。

- 2 乙の派遣労働者がその職務遂行中に被る身体上又は財物上の損害については、乙がこれを賠償しなければならない。ただし、甲の故意又は重大な過失による損害についてはこの限りではない。

- 3 甲は、第1項の損害の事実を知ったときは、乙に通知するものとする。

(損害賠償額)

- 第19条 乙が前条第1項の規定に基づき甲に賠償する額は、甲乙が協議して定める。

(苦情の処理)

第20条 甲は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を乙に通知し、甲乙が協議して迅速かつ適切な処理を行うものとする。

(知的財産等の取扱い)

第21条 派遣労働者が、業務の遂行にあたり作成した書類、ソフトウェア、マニュアルその他の全ての成果物（有形、無形は問わない）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、特許権等全ての権利は、その性質上甲に帰属又は移転し得ないものを除き、原則として甲に帰属し、又は権利の発生と同時に派遣労働者から甲に移転するものとする。

2 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、前項による成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

3 乙は、甲による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(秘密の保持)

第22条 乙及びその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、第1条に規定する契約期間が終了した後も有効に継続するものとする。

3 甲は、乙に前二項の規定を担保させるため、乙の使用者及び使用者に準ずる者に対し、必要な措置を講じさせるものとする。

4 甲及び乙は、別添1「保有個人情報の取り扱いに関する特約条項」について了解するものとする。

(談合等の不正行為)

第23条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添2「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第24条 暴力団排除に関する契約条項については、別添3「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(事故発生時の措置等)

第25条 乙は、秘密の漏えい、紛失等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、速やかに適切な措置をとるとともにその詳細を甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、乙の派遣労働者の故意もしくは過失により秘密が漏えいしたときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

(本契約に関する疑義の決定)

第26条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙が協議のうえ定め

るものとする。

(補則)

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 東京都港区六本木7-22-34
支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長
田口 和也

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

保有個人情報の取扱いに関する特約条項

1 個人情報に関する秘密保持の義務

乙は、個人情報に関する秘密保持の義務を負う。個人情報を第三者へ提供するなど漏えい等が発生することのないよう管理しなければならない。

2 再委託の制限又は条件に関する条項

乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。

再委託する場合にあっては、乙は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 個人情報の複製等の制限に関する事項

乙は、契約業務に必要な範囲を超えて個人情報の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。

4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、直ちに甲へ報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

5 業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

乙は、業務終了後すみやかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲に報告するものとする。

6 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法

第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再委託者が数次にわたるときは、全ての再委託者を含む。）

及び受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）及び再委託者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

確 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

当社は、「日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件名

平成27年度日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務

2 目的

本件業務は、従来から日本学術会議事務局内において、庁舎内LAN管理等に関する事務等を行わせるため、派遣職員を採用し、当該職員の担当業務を遂行してきたところである。平成27年度においても、本件業務を円滑かつ迅速に処理するため、実務的知識・技能を有する派遣職員を採用し、担当業務に対応させることが適切であると考えられるため、引き続き派遣職員をもって対応することとしたい。

本件業務は、仕様書及び特記仕様書から構成されているもので、労働者派遣法第26条第1項に規定する業務の内容及び派遣労働者の必要条件等について定めるものである。

3 業務場所（派遣先）

東京都港区六本木7-22-34 日本学術会議3階

日本学術会議事務局企画課

ただし、派遣先の都合により、業務場所を変更することがある。

4 業務内容

特記仕様書によるものとする。

5 契約（派遣）期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)までの間の203日間を上限とする。

6 就業日及び就業時間

就業日及び就業時間は以下のとおりとする。

ただし、指揮命令者から毎月10時間程度の時間外労働、平日の勤務日数の増減及び休日出勤等の要請があった場合は、可能な限り適切に対応することとし、派遣料は契約書に定めるものを使用すること。

就業時間は、午前9時30分から午後6時15分まで（うち、休憩時間は正午から午後1時まで）の実労7時間45分とする。

7 派遣人数

1名

8 派遣先責任者、派遣元責任者及び指揮命令者

（1）派遣先責任者

役職 日本学術会議事務局企画課課長補佐

氏名（連絡先） 高橋 直也（03-3403-6295）

（2）受託業者責任者

会社名・役 職 契約締結時に記載

氏名（連絡先） //

(3) 指揮命令者

役職 日本学術会議事務局企画課情報係長

氏名(連絡先) 星 瑞夫(03-3403-6295)

ただし、人事異動があった場合には、後任者が引き継ぐものとする。

9 苦情の処理・申出先

派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申し出を受けた場合には、申出先担当者を中心に派遣先、受託業者が連携し、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。

申出先担当者

役職 日本学術会議事務局管理課用度・管理係長

氏名(連絡先) ○○ ○○(03-3403-1930)

ただし、人事異動があった場合には、後任者が引き継ぐものとする。

10 派遣労働者の選定

(1) 受託業者は、本件業務に適する派遣労働者(特記仕様書に記載してある資格・条件等を満たす者)を選任するものとする。

(2) 派遣先責任者は、受託業者と協議の上、派遣労働者の交代を申し出ることができる。

11 派遣労働者の服務

受託業者は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

(1) 業務を適正に執行させること。

(2) 休暇をとる場合は、前日までに(緊急の場合は、状況判断後速やかに)申し出ること。また、連続する3日間以上の休暇を取得する場合や「けが・疾病」等を理由にやむを得ず長期休暇を取る場合、業務を遂行可能な代替りの派遣労働者を受託業者の責任において対処するものとする。

(3) 業務の実施に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。また、業務において判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(4) 派遣労働者は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図るため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に則り、業務を遂行すること。

12 派遣契約解除の場合の措置

派遣先及び受託業者は、業務上の都合により、労働者派遣契約を解除又は派遣期間を短縮する場合は、30日以上予告期間を設けて通知するものとする。

また、派遣先及び受託業者は、派遣労働者の責に帰すべき理由によらない労働者派遣契約の中途解約に関しては、他の派遣先を斡旋する等により、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。

13 便宜供与

業務に必要な備品及び消耗品は、無償で貸与又は提供する。

14 その他

- (1) 当該業務の遂行に際しては、労働者派遣法、労働基準法等の規定を遵守するものとする。
- (2) 受託業者は、原則として、労働基準法等関係法規上の使用者としての全責任を負う。ただし、労働時間の管理、安全衛生等の事項については、派遣先が使用者としての責任を負う。
- (3) 派遣労働者は、業務報告書（別添）に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。毎月末日においては、指揮命令者の確認後に当該業務報告書の控えを派遣先に提出するものとする。

なお、業務報告書については、別添と同様の情報が全て記載されていれば、様式は自由とする。
- (4) 就業時間中において生じた事故については、受託業者が労働者災害保険及び雇用保険上の事業主として適切に対応すること。
- (5) 受託業者は、新たな派遣労働者を派遣する場合、新しい派遣労働者に対して、派遣先責任者が必要と認められる期間、業務の引継ぎを現在の派遣労働者に行わせるものとする。この業務の引継ぎに係る費用は、受託業者が負担するものとする。
- (6) 受託業者が上記条件に違反した場合、また、受託業者の責により、派遣先に対して社会的信用を失墜させる等重大な被害を与え、あるいは、与えることが明らかとなった場合は、直ちに契約解除に応じるものとする。なお、これらの場合に生じる費用は全て受託業者の負担とする。
- (7) 本仕様書及び特記仕様書に記載のない事項については、派遣先と受託業者が協議して定めることとする。

15 提出を求める書類

- (1) 特定（一般）労働者派遣事業の届出（許可）証
- (2) プライバシーマーク付与認定証又はISO27001認証の写し（最新のもの）
- (3) 受託業者の就業時間
- (4) 受託業者の時間外休日勤務協定書
- (5) 受託業者責任者の所属、氏名、電話番号
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の有無

16 連絡先

日本学術会議事務局企画課情報係 星 瑞夫 Tel 03-3403-6295

特 記 仕 様 書

1 名称 平成27年度日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務

2 目的

本業務を実務的知識・技能を有する派遣職員をもって対応させることにより、本業務を円滑にかつ迅速に処理することを目的とする。

本業務を実施するに当たり、日本学術会議構内情報システムを把握させ、問題点等を洗い出させ、改善・対応方法を検討させる。

3 作業内容

(1) 日本学術会議庁舎内情報システムの整備・運用管理

①日本学術会議庁舎内無線LANシステム

ア) 無線LANシステムの運用管理 (SSID 及び暗号化キーの管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理)

イ) ユーザサポート (PC 等の貸出管理、暗号化キーの配布、設定補助)

ウ) 障害対応 (受託業者との連絡調整)

②内閣府LAN (有線) システムの日本学術会議庁舎内ネットワークシステム

ア) 内閣府本府との連絡調整 (障害対応、人事異動に伴う ID 付与申請等)

イ) ユーザサポート (設定補助等)

ウ) PC 配置図作成・管理

エ) サーバ室の管理 (データのバックアップ、備品の管理等)

③WebAS (日本学術会議独自の会員情報等データベース) の運用支援

ア) ユーザ管理 (職員マスタ等各種マスタの管理)

イ) ユーザサポート (操作補助、データ整備)

ウ) WebAS の改善又は後継データベースシステムの構築及び業務支援

④会員選考等システムの運用管理 (企画課選考系の業務支援)

⑤ポストオフィスサービス (@SCJ アドレス)

ア) ユーザ管理及びグループアドレスの運用管理

イ) 障害対応 (受託業者との連絡調整)

⑥日本学術会議電子掲示板の運用管理

⑦ビデオ会議システムの運用管理及び操作方法説明会の実施運営

⑧今後の日本学術会議の情報化に向けた対応の検討

(2) 講堂、会議室でのPC, PPT使用における設置、設定及び操作サポート

(3) 上記、「(1)」及び「(2)」の他、必要に応じ、指揮命令者の指示に従って業務を行う。

4 派遣労働者の必要条件・資格等

(1) 情報システム・ネットワーク (有線・無線LAN) 及びパーソナルコンピュータ並びにこれらの事項に関する実務的知識・技能を有していること。

(2) コンピュータ上の文章能力及び Outlook、Word、Excel、Access、Powerpoint とそのVBAの操作並びにデータベースの運用・管理に関する実務的知識・技能を有すること。

(3) 落札者は、派遣労働者のスキルシートを速やかに指揮命令者に提出すること。

(4) 社会人としての基礎を身につけていること。

・ 職員 (期間業務補助員及び派遣職員を含む。) と協調して業務を遂行できること。

・ 業務指示者に対し、的確に報告、連絡、相談ができること。

- ・機密情報及び個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ・理由のない欠勤、遅刻がないこと。
- ・スムーズで丁寧な電話対応ができること。電話対応を厭わないこと。
- ・周りに不快感を与えない身だしなみであること。

(5) 対人関係（コミュニケーション、業務の受発注）においてスムーズに対応が可能であること。

5 守秘義務

業務の実施に際して知り得た情報を、派遣期間内及び派遣期間終了後においても第三者に伝達しないこと。

6 その他

- (1) 業務において不明な点や疑義が生じた場合には、速やかに指揮命令者にその旨を報告し、指揮命令者の指示を仰ぐこと。
- (2) 業務遂行に当たっては、書類等の毀損、紛失等のないよう取扱いに十分注意すること。
- (3) 派遣先職員等と十分に連絡調整を図りながら業務を遂行すること。

別 添

日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務報告書

平成 年 月分

派遣者

[illegible]

日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務
に関する事前審査資料提出要領

1. (別添) 適合証明書を提出すること。
2. 適合証明書には以下の資料を添付すること。
 - ①労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者、または、同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届け出を行っている者であることの証明書類
 - ②プライバシーマーク付与認定証、又はISO27001認証の写し(最新のもの)
3. 支出負担行為担当官は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。
4. 支出負担行為担当官が一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出も認めない。
5. 適合証明書に対する担当職員からの照会等に対し、速やかに対応すること。
6. 提出された適合証明書等の審査の結果によっては、入札に参加できない場合がある。

別 添

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

住 所

社 名

社印

代表者名

印

貴官が発注する日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務については、別紙のとおり適合することを証明いたします。

<添付資料>

以下の資料を添付すること

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者、又は、同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出を行っている者であることの証明書類
- ② プライバシーマーク付与認定証、又は、ISO27001認証の写し（最新のもの）

適 合 証 明 書

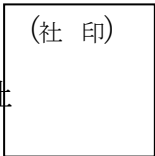
平成27年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇



貴官が発注する日本学術会議庁舎内LAN管理等に係る労働者派遣業務については、別紙のとおり適合することを証明いたします。

<添付資料>

以下の資料を添付すること

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者、又は、同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出を行っている者であることの証明書類
- ② プライバシーマーク付与認定証、又は、ISO27001認証の写し（最新のものの）

※ 上記資料を添付し、期限までに提出すること。